

町と地域と人を結ぶ広報誌

広なちかつうら

報 Public Relations Magazine of Nachikatsuura Town

2020

11

No.359

特集

令和元年度決算報告

Contents

- P 2 - 5 特集：令和元年度決算報告等
- P 6 - 8 暮らしの情報
- P 9 町立病院だより「いやしの音」
- P 10 子育てだより
- P 11 - 13 お知らせ瓦版 WIDE
- P 14 - 15 マイナンバーカードが保険証として利用できます。
- P 16 写真ニュース 他

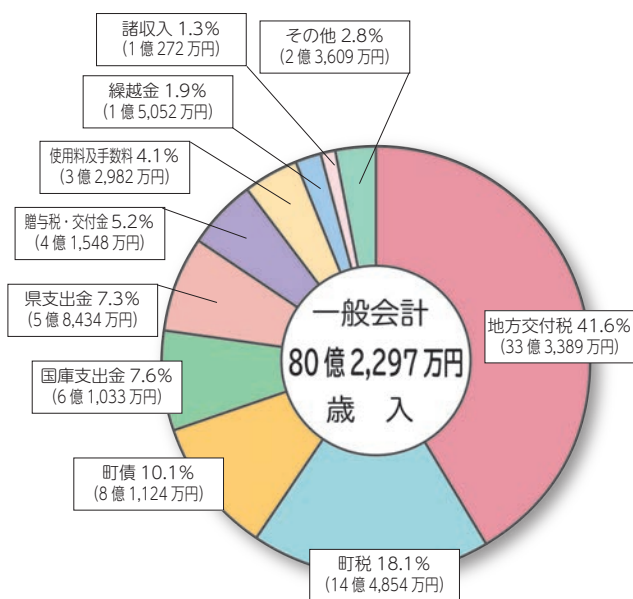
表紙：コスモス畑（市野々地区）

令和元年度 決算報告

令和元年度の一般会計・特別会計・企業会計の決算が、9月の那智勝浦町議会第3回定例会で承認されました。一般会計の歳入総額が80億2,296万6,894円、歳出総額が78億4,623万2,499円となり、平成30年度に比べてそれぞれ減少しています。歳入では県支出金・その他（寄付金）の減少、歳出では農林水産業費の減少が主な要因となっています。

令和元年度 一般会計 歳入

県支出金、その他（寄附金）が減少



令和元年度の歳入決算額は、昨年度と比べて約11億5千万円の減少となりました。これは、勝浦漁港冷凍冷蔵施設整備事業の完了に伴い県支出金が減少したことや、ふるさと納税に係る寄付金の減少が大きな要因となっています。

地方交付税については、公債費への交付税措置等により、昨年度と比べ約6千万円の増加となりました。

区分	R1 決算額	構成比	前年度比
地方交付税	33億3,389万円	41.6	5,998万円
町税	14億4,854万円	18.1	△2,665万円
町債	8億1,124万円	10.1	△2億3,017万円
国庫支出金	6億1,033万円	7.6	△1億1,417万円
県支出金	5億8,434万円	7.3	△4億3,386万円
譲与税・交付金	4億1,548万円	5.2	1,882万円
使用料及手数料	3億2,982万円	4.1	257万円
繰越金	1億5,052万円	1.9	3,928万円
諸収入	1億272万円	1.3	303万円
その他	2億3,609万円	2.8	△4億6,699万円
歳入合計	80億2,297万円	100.0	△11億4,816万円

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

※地方税法改正にともない平成26年4月1日から地方消費税率が1%から1.7%に引き上げられました。同時に、引き上げ分の地方消費税収(0.7%分)全額を「社会保障4経費(社会福祉・社会保険・保健衛生等)」に充てるものとする旨が同法に明記されました。このことにともない、引き上げ分の地方消費税収の使い道を明確にするため、どの事業に税収を充てたのか明示いたします。

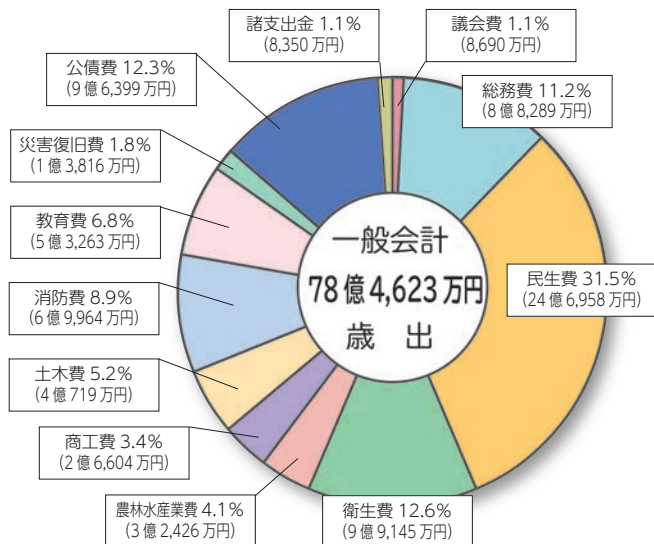
事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税収	その他	
社会福祉	保育所運営事業	4億4,173万円	1億1,324万円		4,397万円	4,200万円	2億4,252万円
社会保険	国民健康保険事業費特別会計繰出金	2億5,357万円	1億1,591万円			900万円	1億2,866万円
社会保険	後期高齢者医療事業費特別会計繰出金	2億8,313万円	5,724万円			2,000万円	2億589万円
社会保険	介護保険事業費特別会計繰出金	3億1,943万円	1,729万円		5万円	1,400万円	2億8,809万円
保健衛生	町立温泉病院事業会計繰出金	2億9,427万円				2,657万円	2億6,770万円
合計	15億9,213万円	3億368万円	0万円	4,402万円	1億1,157万円	11億3,286万円	

令和元年度 一般会計 歳出

農林水産費が大きく減少

令和元年度の歳出決算額は、昨年度と比べて約11億7千万円の減少となりました。これは、勝浦漁港冷凍冷蔵施設整備事業の完了に伴い、農林水産業費が大幅に減少したためです。

一方、消防・防災センターの設計業務や防災行政無線デジタル化整備工事により、消防費は増加しました。



区分	R1 決算額	構成比	前年度比
議会費	8,690万円	1.1	50万円
総務費	8億8,289万円	11.2	△2億6,628万円
民生費	24億6,958万円	31.5	△2,856万円
衛生費	9億9,145万円	12.6	5,233万円
農林水産業費	3億2,426万円	4.1	△9億2,068万円
商工費	2億6,604万円	3.4	660万円
土木費	4億719万円	5.2	△7,463万円
消防費	6億9,964万円	8.9	1億8,467万円
教育費	5億3,263万円	6.8	1億536万円
災害復旧費	1億3,815万円	1.8	△4,576万円
公債費	9億6,399万円	12.3	4,063万円
諸支出金	8,350万円	1.1	△2億2,856万円
予備費	0万円	0.0	0万円
歳出合計	78億4,623万円	100.0	△11億7,438万円

令和元年度主要事業

消防・防災センター整備事業



令和元年度事業費：1億4,624万円

令和元年度は消防・防災センター建設用地の購入費用と設計に係る費用となっています。

防災行政無線デジタル化整備事業



令和元年度事業費：1億3,200万円

防災行政無線の新スプリアス規格への対応のため、2か年で設備の更新を実施。令和元年度は、親局・中継局・移動系無線局の整備を実施しました。

令和元年度末時点の基金・起債残高

令和元年度末の基金（町の貯金）の残高
37億9,817万円（一般会計）

令和元年度末の地方債（町の借金）の残高
122億9,346万円（一般会計）

地方自治体では、将来の支出増や収入減に備えたり、地方債の償還、特定の事業達成を目的とした様々な「基金」を積み立てています。

また、インフラ整備等で大きな支出が必要な場合、地方債を発行して資金を確保しています。主要事業計画にもとづき適宜財政シミュレーション（※5ページ参照）を行いながら健全な財政運営に努めています。

入湯税の用途状況について

区分	充当額
観光施設の整備	243万円
観光の振興	4,117万円
合計	4,360万円

※地方税法第701条の規定により、入湯税は環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てることとされています。令和元年度においては、入湯税を上記の用途の財源としました。

令和元年度特別会計・企業会計決算報告について

特別会計	会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引
	国民健康保険事業費	24億5,165万円	24億4,286万円	879万円
	後期高齢者医療事業費	4億4,546万円	4億4,542万円	4万円
	介護保険事業費	20億9,973万円	20億8,634万円	1,339万円
	その他の特別会計	7,949万円	7,790万円	159万円
計	50億7,633万円	50億5,252万円	2,381万円	

企業会計	会計名	収益的収支		資本的収支	
		収入額	支出額	収入額	支出額
	水道事業	4億4,601万円	5億335万円	1億3,950万円	3億2,991万円
	病院事業	22億2,492万円	22億6,092万円	712万円	1億2,267万円

特定の事業を行う場合に、その歳入・歳出を明確にするために設けるもので、一般会計とは別に経理しています。
那智勝浦町には、令和元年度決算時点において9の特別会計と水道・病院事業の2つの企業会計があります。

財政健全化判断比率・資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成19年度より公表が義務付けられました財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）について令和元年度決算に基づく算定ができましたので、次のとおり報告いたします。

財政健全化判断比率 健全化判断比率については、いずれの指標も早期健全化基準を下回りました。

指標	説明	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等（普通会計）赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。	— %	— %	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	公営企業会計等を含むすべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。	— %	— %	20.00%	30.00%
実質公債費比率	町の借入金の返済額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。	6.7%	6.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	町の借入金残高や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来の財政の圧迫度を示すものです。	37.5%	42.1%	350.0%	

※実質赤字または連結実質赤字がない場合は「—」と表示しています。

資金不足比率 資金不足比率については、各公営企業ともに資金不足額は発生していません。

特別会計の名称	説明	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
水道事業会計	公営企業ごとの資金不足額を指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。	— %	— %	20.00%
町立温泉病院事業会計		— %	— %	
下水道事業費特別会計		— %	— %	
勝浦地方卸売市場事業費特別会計		— %	— %	

※資金不足額がない場合は「—」と表示しています。

那智勝浦町の財政の見通しについて

《はじめに》

本町では、現在、天満地内の高台へ消防・防災センターの建設を進めています。今後は、クリーンセンター建設などが計画されています。一方で、人口減少に伴い、地方経済・地方財政を取り巻く環境が厳しくなることから、今後の健全財政を進めていく目安とするため、下記のとおり財政シミュレーションを作成しています。

なお、このシミュレーションは、「現行制度をもとに大規模事業などをすべて実施した場合」という条件に限定して作成したもので、必ずしもこのようになるものではありません。

将来的な財政収支が厳しい状況にあることを確認し、今後の財政運営を進めていくものであります。

那智勝浦町の財政見通し

(単位：百万円)

区 分		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	1 地方税	1,449	1,327	1,472	1,405	1,383	1,350
	2 地方交付税	3,334	3,507	3,485	3,552	3,544	3,555
	3 地方債	811	2,359	1,724	1,290	1,574	1,161
	4 その他	2,441	4,501	2,119	2,291	2,254	2,148
	歳入合計	8,034	11,694	8,800	8,538	8,755	8,214
歳出	1 人件費	1,478	1,819	1,822	1,856	1,877	1,888
	2 公債費	933	1,017	1,116	1,196	1,182	1,214
	3 投資的経費	997	2,527	1,796	1,475	1,706	1,171
	4 その他	4,448	6,316	3,941	3,950	3,928	3,956
	歳出合計	7,856	11,679	8,675	8,477	8,693	8,229
歳入歳出差引①		178	15	125	61	62	△ 15

【基金】

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
合計②	2,608	2,513	2,541	2,602	2,664	2,649

区 分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
歳入	1 地方税	1,338	1,327	1,305	1,296	1,285
	2 地方交付税	3,583	3,549	3,508	3,543	3,574
	3 地方債	932	930	930	930	930
	4 その他	1,825	1,812	1,809	1,806	1,801
	歳入合計	7,678	7,618	7,552	7,575	7,590
歳出	1 人件費	1,908	1,922	1,938	1,938	1,942
	2 公債費	1,255	1,352	1,377	1,405	1,385
	3 投資的経費	703	703	703	703	703
	4 その他	3,868	3,813	3,811	3,802	3,788
	歳出合計	7,734	7,790	7,829	7,848	7,818
歳入歳出差引①		△ 56	△ 172	△ 277	△ 273	△ 228

【基金】

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
合計②	2,593	2,421	2,144	1,871	1,643

《説明》

歳入の1地方税と2地方交付税は、人口推計を考慮して減少傾向と見込んでいます。しかし、2地方交付税については、歳出の2公債費のうち地方交付税で補填される分を加算しています。

歳出の3投資的経費及び歳入の3地方債は、本町の事業実施計画に基づき大規模事業分など具体的に計上しています。大規模事業実施に伴い歳出の2公債費が増加傾向となります。

歳入歳出差引①のところ、地方債の償還がピークでない5年度までは黒字収支と見込み、6年度以降は財源不足になる見込みとなっています。

基金の合計②のところ、①の差引額について、黒字収支であれば基金に積み立て、財源不足となれば基金を取り崩すこととなります。そして、11年度末の基金残高が約16億円となっています。

大規模事業実施に伴う地方債の償還が11年度以降もしばらく続くことから、もうしばらく収支の見通しは厳しいと予想されます。大規模事業の実施については、毎年シミュレーションを更新し、財政状況を見極めながら進めていく必要があります。

※歳入歳出差引①の財源不足は基金から補填しますので、実際の決算では赤字決算にはなりません。

※財政用語の説明

- ・地方税…町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税
- ・地方交付税…国税である消費税や酒税等の一部が国から市町村に交付されるもの
- ・地方債…事業実施に伴い町が借り入れる借金
- ・その他…国や県からの補助金、使用料、手数料、寄附金など
- ・人件費…職員給料、議員報酬、各種委員等報酬など
- ・公債費…地方債（借金）の償還金
- ・投資的経費…町が実施する建設事業や災害復旧事業に係る経費
- ・その他…各種行政サービスに係る経費、特別会計繰出金など
- ・基金…収支不足に対する補填や地方債償還に充てるための貯金

暮らしの情報

役場お問い合わせ先 (市外局番0735)

代表電話 ☎ 52-0555 (代)

※各課へのお問い合わせは下記
の直通電話をご利用下さい。

総務課(総務係) 52-4811
(防災対策室) 29-7121

会計課 52-7801

住民課(戸籍住民係) 29-2003
(保険年金係) 52-0558

(環境係) 52-0559

税務課(課税係) 52-1094

(収納係) 52-1095

福祉課(健康対策係) 52-2934

(福祉厚生係) 52-2945

(児童係) 52-2946

(介護保険係) 29-7039

包括支援センター 52-0611

子育て世代包括支援センター 29-7215

観光企画課(観光商工係) 52-2131

(企画係) 29-2007

農林水産課 29-4455

農業委員会 29-7134

建設課 52-0560

議会事務局 52-0938

出先機関等電話番号 (市外局番0735)

役場宇久井出張所 54-0010

役場色川出張所 56-0101

役場太田出張所 57-0201

役場下里出張所 58-0002

水道事業所 52-9495

クリーンセンター 52-4564

町民センター 52-1170

体育文化会館 52-2340

町立温泉病院 52-1055

教育委員会 52-4686

町立図書館 52-5955

消防本部 52-4900

防災行政無線放送電話応答サービス

(0735) 52-0667

防災行政無線放送を電話で聞くことができます。

防災行政無線放送
メール配信サービス
はこちらから



水道メーター交換のお知らせ

水道課では、古くなった水道メーターを定期的に新しいものと無料で交換しています。

今回の交換予定は次の地区の対象メーターとなります。期間中、水道課で委託した業者が皆様のお宅やお店などにお伺いしました際は、ご協力のほどよろしくお願いたします。

橋ノ川・二河

(橋ノ川238番地～269番地付近)

(二河9番地～159番地付近)

宇久井・狗子ノ川

(宇久井385番地～)

(1897番地付近)

(狗子ノ川39番地～528番地付近)

下和田・庄・中里・南大居

(下和田322番地～775番地付近)

(庄476番地～816番地付近)

(中里34番地～118番地付近)

(南大居91番地～2280番地付近)

《期間》

11月14日(土)～11月26日(木)

【お問い合わせ先】

水道課(水道事業所)

☎ (0735) 52・9495

【ゴミの減量にご協力をお願いします】

ゴミは『分ければ資源、混ぜればゴミ』のように、正しく分別されるとゴミの減量化・資源化につながります。

たとえば、生ゴミの水切りをするだけでもゴミを減量することができます。ゴミ処理費用の削減にもつながります。ちょっとした工夫やひと手間をかけていただくことで、ゴミを減量することができます。

また、生ゴミを堆肥化することにより、生ゴミが減量化・資源化されます。生ゴミの堆肥化に興味のある方は、生ゴミ処理容器の購入補助制度がありますので、活用ください。

『ゴミの分け方・出し方』については、町ホームページ(生活・環境のゴミ収集・分別について)をご覧ください。ただ、役場住民課またはクリーンセンター・各出張所で配布しておりますので、活用ください。

【お問い合わせ先】

住民課環境係

☎ (0735) 52・0559

【狂犬病予防注射はお済みですか?】

犬の飼い主には、年に一度、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせる義務が法律により定められています。(狂犬病予防法第5条)

◇狂犬病ってどんな病気?

狂犬病は主に犬からヒトに感染し、発症した場合の致死率が、ほぼ100%という恐ろしい病気です。

◇狂犬病からヒトと愛犬を守る為に...

愛犬には、年に一度、必ず狂犬病予防注射を受けさせて下さい。

また、今年度の予防注射がまだお済みでない場合は、かかりつけの動物病院にて忘れずに予防注射を受けてもらうようお願いいたします。

※那智勝浦町内の動物病院(なち動物病院・うぐい動物病院)にて注射を受けていただく場合は、それぞれの動物病院にて注射済票の交付を受けられます。その他の動物病院で注射を受けられた場合には、役場住民課及び各出張所にて注射済票交付の申請が必要になります。

【お問い合わせ先】

住民課環境係

☎ (0735) 52・0559



2020年度 「里親相談会」のご案内

紀南地方にも、様々な理由で家族と暮らせない子どもたちがいます。そうした子どもたちを自分の家庭に迎え、あたたかい家庭で共に過ごしてくださる方を探しています。

里親に関心のある方は、是非相談会へご参加ください。今年度は左記日程での開催となりますが、ご都合のつかない場合は、随時受付しております。

なお、左記日程での参加希望の方は、開催1週間前までに事前予約のご連絡いただけますようお願いいたします。

【那智勝浦会場】

日時：12月20日（日）
午前10時～12時
場所：福祉健康センター

【お問い合わせ先】

里親支援センターほっと
担当：川口・玉置
上富田町岩田2456・1
社会福祉法人和歌山県福祉事業団本部内
☎（0739）34・2735

ポラリス講演会のご案内

和歌山県発達障害支援センター「ポラリス」では、左記講演会を開催します。

【演題】

発達障害に関する最近の取組み（健康管理やバリアフリーの推進）について

【講師】

日詰 正文 氏
独立行政法人 国立重度知的障害者総合支援施設「のぞみの園」総務企画局 研究部長

【日時】

令和2年12月11日（金） 17時
12月17日（木） 17時

【配信方法】

You Tube による限定公開
（お申込みいただいた方のみご視聴いただけます）

【お申込み期限】

令和2年12月16日（水）17時まで
手話通訳ご希望の方は11月11日（水）まで

【対象】

発達障害者当事者・保護者・支援者・一般の方等

【参加費】 無料

【お申込み先】

電子申請システム（QRコードまたはポラリスHP）からお申込みください。

講演会のお申込は
コチラから



※12月10日以降、動画視聴に必要なURL等をメールにて送付します。

【お問い合わせ先】

和歌山県発達障害者支援センター
ポラリス
☎（073）413・3200
（メール）polaris@jtw.zaq.ne.jp
（HP）<http://aitoku.or.jp/polaris>

浄化槽の設置に対する 補助制度について

那智勝浦町では、美しい河川、海、湖などの水環境を守るため、合併浄化槽を設置する方に、設置費用の一部を補助する制度を設けています。

【補助対象工事】

- ・新築に伴う合併浄化槽の設置工事
- ・既存単独浄化槽から合併浄化槽への転換工事
- ・汲取り便槽から合併浄化槽への転換工事
- ・合併浄化槽から合併浄化槽への入替工事の一部（※令和2年度限り）

※補助金交付にあたっての要件や補助金額等につきましては、那智勝浦町HP掲載の「那智勝浦町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」をご覧ください。

【お問い合わせ先】

住民課環境係
☎（0735）52・0559

11月11日～17日は 「税を考える週間」です

国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識を深めていただくため、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、様々な広報活動を実施しています。

今年の「税を考える週間」では、「くらしを支える税」をテーマとして、国民の皆様には国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。

また、国税庁ホームページでは、「税を考える週間」の実施に合わせて、ドラマ仕立ての動画で国税庁の仕事や各種取組を紹介しています。詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

12月 資金繰り相談窓口 （事業者向け）

日時：令和2年12月3日（木）
9時～12時
13時～17時
場所：役場 1階会議室
お問い合わせ先：
観光企画課観光商工係
☎ 0735-52-2131
新型コロナウイルス感染症の発生状況により中止する場合があります。

12月 行政相談

日時: 令和2年12月2日(水)
13時30分～
15時30分

場所: 役場 1階会議室

お問い合わせ先:
総務課総務係
☎ 0735-52-4811

新型コロナウイルス感染症の発生状況により中止する場合があります。

【お問い合わせ・予約先】
新宮税務署
法人課税部門 源泉所得税担当
☎ (0735) 22・5261
(内線32)

【年末調整に係る面接相談は事前予約をお願いします】
税務署では来署によるご相談については事前予約制を実施しております。来署による年末調整の面接相談を希望される方は、電話で相談日時を予約して下さい。

令和2年の年末調整等説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、全国一律に開催を中止させていただきますこととしましたので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

年末調整等説明会の中止について

食生活改善推進協議会主催 「生涯骨太教室」のお知らせ

健康づくりには運動だけでなく食事も大切。丈夫な骨や筋力を保つための食に関する教室を開催します！是非ご参加ください！！

日時 令和2年12月10日(木) 13:30～14:30

対象 成人～高齢者

場所 福祉健康センター2階大会議室

定員 10名程度 ※定員を超えた場合は抽選

内容 『バランスよい食事で低栄養予防』

申込期限 令和2年12月3日(木)

- ◎丈夫な骨、筋力を保つための食事のポイント
- ◎吸収率アップ！効率よい食べ方について
- ◎おすすめメニューの紹介 など

申込先 福祉課健康対策係

☎ (0735) 52-2934

※新型コロナウイルスの感染症予防対策を講じながら事業を実施しますが、状況によっては中止になる場合があります

納期限のお知らせ

税目	期別	納期限
国民健康保険税	第6期	令和2年11月30日(月)
介護保険料	第8期	
後期高齢者医療保険料	第5期	

税務課からのお知らせ

【お問い合わせ先】

税務課収納係 ☎ 52-1095

納税には便利な口座振替をご利用ください

お申し込みは簡単です。申込用紙を送付しますので、役場税務課収納係までお電話ください。(但し、ゆうちょ銀行は直接銀行窓口で手続きをお願いします。)

～那智勝浦町では口座振替を推進しています～

自衛官等募集案内

【お問い合わせ(申込)先】
自衛隊新宮地域事務所(新宮高校正門前)
☎ (0735) 21-3449 (FAX兼)



受験種目	応募資格	受付期間	試験日	試験会場
自衛官候補生	18歳以上32歳以下の男女	年間を通じて行っております	受付時にお知らせいたします	受付時にお知らせいたします
陸上自衛隊 高等工科学校生徒	一般 男子で中卒(見込含)17歳未満の者	11月1日(日)～ 令和3年1月6日(水)	1次: 令和3年1月23日(土) 2次: 令和3年2月4日(木) ～7日(日)	1次: 田辺市内(予定) 2次: 和歌山市内及び大阪府内

就職や転職等をご検討の方はぜひお問い合わせください。
説明会を自衛隊新宮地域事務所にて平日随時実施しています。※来場自由



人の和・信頼の輪・命の環

那智勝浦町立温泉病院

那智勝浦町大字

天満 1185 番地 4

☎ 0735-52-1055

http://onsenhsp.jp/

いよしの音

温泉病院便り

季節性インフルエンザ 予防接種について

大人の方のインフルエンザの予防接種は12月24日まで毎週水・木曜日の午後実施しています。1日に接種できる人数には限りがありますので、必ず事前にお電話もしくは窓口にてご予約ください。(インフルエンザワクチンの確保状況によっては接種のご希望に添えない場合もあります。)

季節性インフルエンザ流行時期 における診療について

発熱・咳などの症状のある患者さまは、発熱外来での診察をおこないます。

他の患者さまとの接触をできる限り避けるため、病状を伺った上で来院時間を調整し、お車で越しの方には車中で待機していただくなどの対策を取らせていただく場合もありますので、ご来院の際には事前にお電話でのご連絡をお願いします。また、夜間は当直医・当直看護師の人員が限られており、他の救急患者さまの対応で診療が困難な場合もあります。例えば前日から発熱している場合など、夜まで我慢せずに日中に電話にてご相談ください。

マンホールトイレの設置訓練 をおこないました

災害時の備えとして、病院敷地内に専用に敷設したマンホールに設置するマンホールトイレの設置訓練をおこないました。災害時でも非常用電源が動いていれば使用でき、10分程度で設置可能なものです。訓練では、設置の向きやプライバシーの保護について、清掃や清潔感の保ち方などが出来ました。

当院は今後も、災害対策委員会を中心に、大規模災害時にも病院機能を継続するための計画策定や訓練を実施していきます。



職員の募集について

町立温泉病院では、現在次の職種を募集しています。採用条件・勤務条件・給与条件等、詳しくは事務局にお問い合わせください。

・正職員

募集期間…11月16日～12月4日

募集職種…作業療法士・薬剤師

・会計年度任用職員

募集職種…ナース・エイド

◆ 診療時間のお知らせ ◆ (11月1日現在)

診療科		月	火	水	木	金	受付	診療	
内科	午前	1診	山本	山本	谷口	山本	7:30～11:30	9:00～	
		2診	切土	上野山	切土	切土			谷口
		3診	中 暁洋	川村	※1	中 暁洋			上野山
	午後	1診		(禁煙外来)			7:30～15:00	13:30～	
		2診	(循環器医師)		(※2)				
		3診		(※3)	(※4)	(※2)			
生活習慣病・ 糖尿病センター		午前		(健診)	(健診)		(予約のみ)		
		午後	(※5)						
整形外科	午前	1診	中 紀文	北野	中 紀文	松下	7:30～11:30 木のみ～10:30	9:00～	
		2診	松下	(松下)	(木浦)	(中 紀文)			(木浦)
	午後	2診	(木浦)	(手術)	(検査)	(手術)	(検査)	(予約のみ)	
リハビリテーション科		午前	(吉岡)	(吉岡)	(田中)	(※6)	(羽端)	7:30～11:30 9:00～	
眼科		午前		眼科医師				7:30～11:00 9:00～	
		午後					眼科医師	7:30～14:00 13:00～	

※1 安江(月2回)・上野山・中暁洋 ※2 月2回 糖尿病内科 南條(要予約) ※3 小児科予防接種(要予約)
 ※4 こどもこころの外來(要予約) ※5 糖尿病内科 山本(要予約) ※6 月2回 田島(要予約)
 ・()は予約診療です。ご希望の方は電話にてご相談ください。
 ・診療時間に変更になる場合があります。最新のものは病院ホームページ(右記QRコード参照)に掲載しています。



令和3年度保育所等入所申込みの受付について

【お問い合わせ先】
 福祉課 児童係
 ☎ (0735)52-2946

令和3年4月または5月から保育所等の利用を希望するお子さんの入所申込みを次の期間に受付けます。指定の申込書に必要書類を添えて、提出してください。
 申込書は、福祉課児童係をはじめ、各保育所（園）・各出張所にあります。

受付期間：令和2年11月2日（月）から11月30日（月）まで
 受付場所：役場 福祉課児童係

那智勝浦町子育て世帯応援給付金について

【お問い合わせ先】
 福祉課 児童係
 ☎ (0735)52-2946

那智勝浦町では、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象とならなかった児童・学生を養育する保護者への給付金の申請を受け付けております。
申請期限は、令和2年12月31日まで（当日消印有効）です。
 申請が未だの方は、お早めに申請をお願いします。

対象者 次の①～④の児童・学生を養育する者（保護者）※基準日：令和2年6月1日
 ① 高校2～3年生世代の児童（高校等進学の有無は問いません。）
 ② ①以外の高校等に在学する学生
 ③ 大学等に在学する学生
 ④ 特例給付（児童手当の所得制限を超えており、児童手当を受けられない方への給付）の支給対象児童

給付額 ①②④の児童・学生1人につき、1万円
 ③の学生1人につき、3万円

申請方法 申請書（福祉課児童係及び各出張所にあります。また、町ホームページからダウンロードもできます。）に必要事項を記載・押印のうえ、必要書類を添えて、福祉課児童係までご提出ください。
 （郵送の場合は、〒649-5392 那智勝浦町役場福祉課児童係 宛てまで）

子育てイベントカレンダー（～12月）

★印の事業：地域子育て支援センター ☎ (0735) 52-0224
 その他の事業：子育て世代包括支援センター ☎ (0735) 29-7215

日程	事業名	場所	時間
11月2日（月）	ベビーマッサージ教室（要予約）	町民センター	（前半）13:30～（後半）14:15～
	プレママ ぶち講座（個別相談・要予約）	町民センター	ベビーマッサージ教室終了後
11月4日（水）	★ワークショップ（要予約）	福祉健康センター2階大会議室	①9:30～ ②10:30～
11月6日（金）	★ママヨガ（要予約） 対象者：産後4～9か月	福祉健康センター1階和室	10:00～11:30
11月16日（月）	育児相談（要予約）	町民センター	13:30～開始
11月18日（水）	★ベビーママサロン①（要予約）	福祉健康センター2階大会議室	10:00～11:30
11月24日（火）	★ベビーママサロン②（要予約）	福祉健康センター2階大会議室	10:00～11:30
12月2日（水）	★ワークショップ（要予約）	町民センター	①9:30～ ②10:30～
12月7日（月）	ベビーマッサージ教室（要予約）	福祉健康センター2階大会議室	13:30～開始
	プレママ ぶち講座（個別相談・要予約）	町民センター	ベビーマッサージ教室終了後
12月16日（水）	★ベビーママサロン①（要予約）	福祉健康センター2階大会議室	10:00～11:30
12月21日（月）	育児相談（要予約）	町民センター	13:30～開始
12月22日（火）	★ベビーママサロン②（要予約）	福祉健康センター2階大会議室	10:00～11:30

集団検診（がん検診・特定健診）のお知らせ

【お問い合わせ先】
福祉課健康対策係 ☎ (0735) 52-2934

※以前より1回あたりの定員を増やしました。10/15以前にお申込みで、満員のためお断りさせていただいた方、お手数ですが再度ご連絡いただきますようお願いいたします。

自覚症状が現れにくい、そんな病気は少なくありません。
だからこそ、定期的な健診と検診で健康状態をしっかりとチェック。
自分の体をしっかりと知るのが、健康維持の第一歩です。

今後の検診予定表

【予約状況】 ○：余裕あり △：残りわずか

日程	申込締切	特定	胃	肺	大腸	乳	子宮	肝炎	歯科
12月12日(土)	受付時間	12/3(木)				△	△		
12月13日(日)	8:00～	12/3(木)	○	△	○	○		○	○
1月16日(土)	10:30	1/7(木)	○	○	○	△	○	○	○

検診会場

福祉健康センター

申込・お問い合わせ先

福祉課健康対策係
☎ (0735) 52-2934

他の日程などの詳細は町ホームページで

集団検診時の感染予防対策について

- ・時間予約制（こちらから来場時間を指定させていただきます）
- ・入口で検温、体調チェック
- ・定期的な換気、消毒
- ・受診者間の距離の確保 など

11月は「児童虐待防止推進月間」です

【お問い合わせ先】
福祉課児童係 ☎ (0735) 52-2946

厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、広報・啓発活動を実施しています。

【児童虐待とは】

保護者による子どもへの不適切な関わりの中で、下記の4つがあります。

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

躰（しつけ）のつもりでも、叩いたりすることは「身体的虐待」です。

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

「性的虐待」は気付かれにくいため、子どものSOSを見逃さない必要があります。

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

保護者が虐待されている子どもを守らない（見捨てる）ことも「ネグレクト」となります。

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） など

子どもの前で夫婦喧嘩も「心理的虐待」にあたり、近年増加傾向にあります。

【相談窓口】

「虐待かも？」と思ったら、また、保護者自身が「虐待してしまうかも…」と思ったら、お住いの市町村や児童相談所までご相談ください。児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」へかけると、お住いの地域の児童相談所につながります。



令和3年成人式について

【お問い合わせ先】

教育委員会生涯学習課 ☎ (0735) 52-4686

令和3年1月3日（日）に開催を予定しておりました「令和3年那智勝浦町成人式」は、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが見えない中で、新成人をはじめ、ご家族や成人式に関する全ての方々の安全と安心を第一に考慮した結果、中止することといたしました。

出席を予定されていた新成人並びに関係者の皆様には、残念なお知らせとなり、また、多大なご迷惑をお掛けいたしますが、何卒、皆様のご理解賜りますようお願い申し上げます。

新成人対象の皆様には「成人式中止のお知らせ」、「町長からのメッセージ」、「成人式記念品」を後日改めて郵送いたしますので、よろしくお願いいたします。

（参考）◇新成人対象者◇

※平成27年度町内中学校卒業生及び町内に住所を有し、近畿大学附属新宮中学校または、みくまの支援学校中学部卒業生。

※平成12年（2000年）4月2日～平成13年（2001年）4月1日の間に生まれた方で町内に住所を有する方。

※上記期間の出生者で親が町内に住所を有し、該当者が町外に就職及び就学している方も対象とします。

年金関係のお知らせです

【お問い合わせ先】

住民課保険年金係 ☎ (0735) 52-0558
田辺年金事務所 新宮分室 ☎ (0735) 22-8441

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

◆予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

◆お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。ご予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」または、お近くの年金事務所に、電話・来訪時にお申込みください。

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和2年中（令和2年1月1日から令和2年12月31日）に納められた保険料の全額です。

令和2年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
令和2年11月上旬	令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和3年2月上旬	令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 （令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は除きます。）

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利だけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう！

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」について

和歌山県では、これまでも様々な取組を行ってきた結果、部落差別は解消へと向かっています。しかしながら、今もなお、結婚などに際して同和地区かどうかを問い合わせる行為や、インターネット上に誹謗中傷や同和地区を忌避する書き込みなどの部落差別が発生しています。

このような状況を踏まえ、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を令和2年3月24日に施行し、行政、県民、事業者等が一体となって、部落差別の解消を推進することにより、部落差別のない社会を実現することを目指しています。

基本理念

- ・部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行ってははいけません。
- ・行政、県民、事業者等が一体となって、部落差別の解消に取り組みましょう。

部落差別の禁止

- ・インターネットを利用した部落差別を行ってははいけません。
- ・結婚及び就職に際しての身元の調査による部落差別を行ってははいけません。
- ・個人への誹謗中傷など、その他あらゆる行為により部落差別を行ってははいけません。

県の取り組み

- ・部落差別の解消のための教育及び啓発や相談体制の充実に取り組みます。
- ・市町村と連携し、部落差別を行った人に対し、部落差別は許されないものであり、今後、部落差別を行わないように諭します。これに従わない場合には、勧告を行います。
- ・部落差別に関する意識調査など、必要な調査を行います。

県民及び事業者の皆さんへのお願い

- ・県民の皆さんは、率先して部落差別の解消のために取り組んでください。
- ・事業者の皆さんは、従業員の人権意識を高めるための研修などを行ってください。
- ・行政が行う講演会や研修会、啓発活動に積極的に参加をお願いします。

【同和問題（部落差別）の相談窓口】

- ・人権ホットライン ☎ 073-421-7830
(公財) 和歌山県人権啓発センター
- ・和歌山県人権政策課 ☎ 073-441-2563
※各振興局総務県民課でも実施しています。

【お問い合わせ先】

和歌山県人権政策課
☎ 073-441-2563

「本人通知制度」への登録はお済みですか？

【お問い合わせ先】

住民課戸籍住民係 ☎ (0735) 29-2003

本人通知制度は、戸籍謄本や住民票の写しなど（※1）の証明書を第三者（※2）に交付した場合に、事前登録した本人に対して、証明書を交付した事実をお知らせする制度です。

証明書の交付を制限するものではありませんが、知らないうちに戸籍謄本などが取得されていないか確認ができるため、万が一、不正取得の疑いがあれば、事実関係の早期究明につながります。

この制度を利用するには、事前に登録が必要です。

役場本庁もしくは各出張所で登録することができます。登録申請の際は、本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）と印鑑を持参のうえ申請するご本人様が来庁してください。

やむを得ず代理人様が申請される場合は、必要書類などをご案内しますので事前にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 住民課戸籍住民係 ☎ (0735) 29 - 2003

用語説明

- ※1 除かれた戸籍（除籍）、消除された住民票（除票）及び戸籍の附票を含みます。
- ※2 第三者とは、本人からの委任状を持った代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、自己の権利行使または義務履行などの理由があり、その身分を証明して申請する人のことです。資格のない人に住民票などを勝手に交付することはありません。

利用申込受付しています

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります



マイナンバーカードの健康保険証としての利用が2021年3月より開始予定です。マイナポイントとの一括申し込みも可能ですので、お持ちのスマートフォンもしくは役場、お近くの手続きスポットにてお申込み下さい。
※スマートフォンはマイナンバーカード読み取りのできる対応機種に限られます。

よくある質問にお答えします。



いつから健康保険証として使えるようになるの？

健康保険証としての利用は、2021年3月から順次始まる予定です。
利用するための申込は、マイナポータルでできます。



どこの病院や薬局で使えるの？

2021年3月から、医療機関・薬局などで、マイナンバーカードの健康保険証利用が順次可能となる予定です。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。
もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続きすることはできない仕組みになっています。



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。
落としたり、失くしたりした場合は、フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



利用申込はどうやってするの？

まずは必要なものをチェックしましょう。

- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はPC + ICカードリーダー）
- ③ 「マイナポータルAP」のインストール

iPhone

Android



STEP1

- ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルへアクセスする。

スマホはこちらから



STEP2

- 「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。

STEP3

- 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

- マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了



どんないいことがあるの？

就職・転職・引越をしても引き続き健康保険証として使えます

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



あなたが同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った正確な薬の情報が医師等と共有でき、適切な治療が受けることができます。



マイナポータルにアクセスすればご自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費情報がいつでも確認できます。



マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単になります。



限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。

これから申請される方へ

マイナンバーカードを申請しましょう！

パソコンで申請

- ① カメラで顔写真を撮影。
- ② 申請用 WEB サイトでメールアドレスを登録。
- ③ 申請者専用 WEB サイトの URL が届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

交付申請書記載の申請書 ID が
必要です。



スマートフォンで申請

- ① スマホで顔写真を撮影。
- ② スマホで交付申請書の QR コードを読み取る。
- ③ 申請用 WEB サイトでメールアドレスを登録。
- ④ 申請者専用 WEB サイトの URL が届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。



証明用写真機で申請

- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書の QR コードをバーコードリーダーにかざす。
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。

郵送で申請

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。
- ※紛失等でお手元に無い場合は、役場住民課窓口で交付申請書を再発行していますので、本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を持参の上お越しください。

マイナンバーカードの申請をお手伝いします！

住民課では、マイナンバーカードの普及促進のため、申請サポートなどを実施しています。カードをまだお持ちでない方はこの機会にぜひ申請してください。

【お問い合わせ先】
住民課戸籍住民係
☎ 29-2003 まで

出張申請サポート

県と近隣市町村と合同で下記日程でマイナンバーカードの出張申請サポートを実施しますのでぜひご利用ください。

令和 2 年 11 月 28 日 (土)
午前 10 時から午後 4 時まで
スーパーセンターオークワ南紀店

休日開庁

平日に役場に来られない方のために、マイナンバーカードの交付等の事務に限り、休日開庁いたします。

次回休日開庁日
令和 2 年 12 月 13 日 (日)
午前 9 時から午前 12 時まで

申請サポート

役場窓口において、申請書に必要な顔写真を無料で撮り取るほか、申請書の再発行やマイナポイントの申請のお手伝いもしています。

役場開庁時に役場住民課窓口までお越しください。



町内各所で運動会・体育祭が開催

9月～10月にかけて、町内の保育所、小・中学校において、運動会が開催されました。

コロナ対策を講じて、例年とは少し違った運動会となりましたが、子ども達が頑張っている姿は、見ている皆さんを元気づけてくれました。

今年は新型コロナウイルスの影響で、多くの行事が中止となっていますが、運動会が開催されたことは子ども達の1つの思い出になったのではないのでしょうか。



消防本部からのお知らせ

11月9日～11月15日は秋の全国火災予防週間です！

火災予防のポイント

- ・調理中は、その場を離れない！
- ・電気器具は正しく使い、たこ足配線をしなない！
- ・風の強い日は、たき火などをしなない！
- ・家の周りに燃えやすい物を置かない！
- ・寝たばこ・たばこのポイ捨てはしなない！
- ・ストーブの近くに、燃えやすい物を近づけない！

火災が発生しやすい季節を迎えるに当たり、火災予防の一層の普及を図るための週間です。



令和2年度全国統一防火標語

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」

町広報紙に広告を載せませんか？

那智勝浦町では、自主財源の確保と地域経済の活性化に資するため、「広報なちかつうら」に掲載する有料広告の募集を行っています。「広報なちかつうら」は毎月1回約8千世帯に発行し、町内会を通して各家庭に配布しています。企業や団体のイメージアップ等に広告掲載をご活用ください。

有料広告掲載についてのお問い合わせや詳細については観光企画課企画係（☎ 29-2007）までご相談ください。

有料広告欄